

## 近接工事の取り扱いについて

令和元年台風19号による災害復旧工事の発注が今後本格化することから、円滑な災害復旧を実施するため、下記のとおり取り扱うこととする。

なお、本特例措置は、令和3年3月31日までに発注する建設工事に適用する。

### 記

鹿沼市が近接して発注する災害復旧に係る工事については、近接工事の落札を制約する取り扱いを適用しない。

### 【参考】

#### 鹿沼市入札参加者心得（抜粋）

#### 27 近接工事について

市が発注する同一の工種（建設業法に規定する建設工事の種類）どうしの建設工事において、次のいずれかに該当するものを近接工事とし、すでに施工中の場合に、近接工事に該当する工事の落札はできません。

なお、施工中とは、開札日から工事完成通知書を受理後14日以内（工事完成通知書を受理した日から起算して14日目までの期間）とする。

- ① 工事区間（箇所）の互いに最も近い部分を直線で結び、500メートルまでの範囲のもの。
- ② 同一工区内（区画整理区域等）において発注するもの。

ただし、予定価格が500万円未満の工事は近接工事の対象工事としません。